

## 八王子市被保護者就労支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、生活保護法の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（被保護者就労支援事業）を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市とする。

### (事業の実施)

第3条 本事業の全部または一部を、適切な運営ができると認められる事業者に業務を委託することができる。

### (事業の対象者)

第4条 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け、個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者。

### (事業内容)

第5条 次に掲げる支援を実施する。

#### (1) 就労支援

- ア 相談、助言
- イ 求職活動支援
- ウ 同行支援
- エ 連絡調整
- オ 求人開拓
- カ 定着支援

#### (2) 稼働能力・評価等判定会議

#### (3) 就労支援連携体制の構築

#### (4) その他、福祉事務所長が認めること

### (支援の実施期間)

第6条 3ヶ月を1期とし、原則として最大4期まで、1年を超えない期間とする。

( 支援員の配置 )

第 7 条 本事業の実施に当たっては、就労支援員を配置する。

( 個人情報の保護 )

第 8 条 本事業に従事する者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはいけない。  
また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

( 補則 )

第 9 条 事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。